

「マイコトキシン」投稿規程

1. 「マイコトキシン」は、マイコトキシンに関する研究の成果を公表することを目的に、日本マイコトキシン学会が原則として年2回発行する。
2. 掲載論文は、原著論文(ノート、テクニカルノート、レターを含む)、プロシーディング(学会において発表された特別講演、シンポジウム等の要旨)及びマイコトキシン研究に有益な情報(ミニレビュー等)とする。
3. 論文の著者は本学会の会員であることが望ましいが、投稿の要件とはしない。論文の著者は、投稿に先立ち本学会の投稿規程(原則として英文の規程を優先する。)、最新の会誌、本学会のホームページ(<http://www.jsmyco.org/>)を参考にして、原稿を作成する。
4. 論文の採否は編集委員会が決定する。このため編集委員会は適任者に査読を依頼し、受理に先立ち著者にその内容等の変更を求めることがある。
5. 原稿は英文もしくは和文で作成し、編集委員長へ電子メールの添付(PDFファイル)で提出する。投稿にあたり、論文掲載までの対応を行う代表著者は、投稿原稿が、他誌にすでに掲載あるいは投稿中もしくは投稿予定ではないこと、著者全員が投稿論文の内容及び掲載に同意している旨等を記載した文書を提出する。
6. 論文の印刷費、別刷代は著者の負担とする。ただし、原著論文においては原則として刷り上がりで8頁まで本学会が負担する。編集委員会が依頼したプロシーディング、ミニレビュー、レビューの印刷費は、本学会が負担するが、原則として刷り上がりで12頁を超えないものとする。
7. 掲載が決定した論文等の著者は、その図表を含む最終稿を、ワードファイルで編集委員長宛に提出する。図に関しては、使用したソフトウェアで作成したもののファイルも提出する。
8. 掲載の決定した論文等の著者による校正は1回とする。著者は指定された期限内に校正を終了しなくてはならない。著者校正での論文の内容の変更は認められない。この際、PDFリプリントに配置する図表のサイズやデザイン等は編集事務局に一任することとする。
9. マイコトキシンに掲載された論文等の著作権は、別に規定しない限り、その電子化、オンラインでの利用を含めてすべて日本マイコトキシン学会に帰属する。
10. 別刷り(有料)は、50部単位で著者校正の返送と同時に申し込む。

〔執筆要領〕

論文は英文で作成することが望ましい。英文での作成が困難な場合にのみ、英文の投稿規程等、及び以下の記載を参考にして和文で作成した論文等の投稿を認める。なお、原稿の作成に当たってそのスタイル等は原則として、英文の投稿規程(Instruction to Authors)に従う。

1. 和文での投稿に際しては、必ず英文で作成した、タイトル、著者名、著者の所属、住所、キーワード、ランニングタイトル及び250ワード程度の要旨を、論文とともに提出する。
2. 和文原稿は原則として、常用漢字、現代仮名づかいにより、ワープロによって作成する。
3. 図、表、写真等の表題及びその説明は別紙にまとめて記載する。図、表、写真等はすべてA4判の用紙を用い1件ずつ別紙に作成する。ただしグラフィックソフトウェアを用いて図を作成する場合はこの限りではない。
4. 図、写真等は、そのまま写真製版(縮小する場合もある)に耐えられるものを提出する。印刷に際し、トレース等を必要とする場合、その費用は著者の負担とする。ただしグラフィックソフトウェアを用いて図を作成する場合はこの限りではない。
5. 論文の構成は原則として、タイトル頁、要旨、本文、引用文献、図の表題及び説明、表、図とし、各々別紙に作成し、頁番号を通して付ける。
 - a. タイトル頁(第1頁)には、タイトル、全著者の名前・所属・住所、代表著者の氏名・連絡先住所・電子メールアドレス、ランニングタイトル、キーワード(3~7個)を記載する。
 - b. 要旨は、第2頁に作成し、300文字以内とする。
 - c. 本文の構成は原則として、緒言、実験方法、結果、考察、結論とする。ただしノートでは本文の項目分けをせずに記載する。
 - d. 引用文献の記載は原則として英文のものに従うが、報文等が日本語で作成されている場合にのみ、日本語による著者氏名、誌名等によって記載する。以下の例に倣うこととする。
 - 1) 北海道農政部：平成19年普及奨励ならびに指導参考事項。pp. 96-98 (2007)
 - 2) 赤木 靖典, 柘植 尚志, 山本 幹博, 尾谷 浩, 児玉基一郎：*Alternaria alternata*病原型間におけるハイブリッド株作出と遺伝解析。日植病報, **74**, 206 (2008) (講要)
 - 3) 農林水産技術会議事務局：生産・流通・加工工程における体系的な危害要因の特性解明とリスク低減技術の開発。研究成果シリーズ, **522**, pp. 72-76 (2014)
 - 4) 食品安全委員会：乳中のアフラトキシンM₁及び飼料中のアフラトキシンB₁。平成25年7月1日府食第526号かび毒評価書
 - 5) アレルギー総合ガイドライン(西間三馨, 秋山一男, 太田健監修), (2013), (一社)日本アレルギー学会, 東京
6. 化合物名は、原則として英名を使用する。ただしアルコール、ビタミン等外国語で現在慣用されているものは、カタカナ書きとする。
7. 動植物名はカタカナ書きとし、その学名はイタリック(斜体)とする。
8. 外国の人名、地名は原則として原語を使用する。